

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

戸籍事務において現住所等を確認するための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍事務において現住所等の本人確認情報を確認するため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することができるよう必要な措置を講ずること。

具体的な支障事例

【支障事例】

住民基本台帳法の本人確認情報の検索ができる事務に「戸籍事務」が規定されていないことから、当市でも1日30件以上ある戸籍の届出に他市町村の住所の記載があった場合、住所や住定日を確認するために住所地市町村へ念のため電話で記載内容の照会をしなければならない。また当市に住所を置いている者の本籍地市町村からの同様の照会に関して回答しなければならない。

【制度改正の必要性】

住民課では、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を行っているため本人確認情報の検索ができる統合端末が必ず設置されている。しかしながら、住民基本台帳法上、戸籍事務に関して住民基本台帳ネットワークシステムの利用が認められていないため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、30秒程度で戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正しいかどうか確認ができるにも関わらず、全国の市町村が住所地市町村へ念のため電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話がつかないことも多く、住所地等の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。また戸籍の届出先の市町村から電話照会を受けた住所地市町村においても届出者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理が発生している。このように日々事務処理時間が多く発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、電話照会を行うために要していた戸籍の届出者の待ち時間も短縮され、住民サービスの向上につながる。

【支障の解決策】

住民基本台帳法第30条の10、第30条の12に「戸籍事務」を追加すること、又は戸籍の附票に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用できることとすることで解決される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

これまで電話照会のやり取りで発生していた事務処理時間がなくなるため、業務の大幅な効率化が図れるとともに、正確性の向上につながる。また戸籍の届出を受理するまでの時間が大幅に短縮されるため、届出者の待ち時間が大幅に減少し住民サービスが向上する。

根拠法令等

住民基本台帳法第 17 条、第 30 条の 10、第 30 条の 12、戸籍法第 27 条の 3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

水戸市、高崎市、桶川市、富士見市、千葉市、練馬区、八王子市、小平市、京都市、豊中市、富田林市、浜田市、吉野川市、今治市、大牟田市、久留米市

○夜間の延長窓口や休日開庁の日は、届書中の住所が別の市町村だった場合確認が取れない。また、平日日中であっても照会先の市町村の混雑状況により、電話が繋がらなかったり回答が遅れるなど、受領事務に支障をきたし、来庁者を長時間待たせる事も度々起こっている。同様に、こちらの窓口が混雑している場合は、他市町村からの照会に速やかに回答できない。

○住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、速やかに戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正確であるか確認が可能であるが、住所地の市町村へ念のため電話で照会を行っている。電話照会の内容を回答する際は、各市町村が折り返し電話で対応を行っていることから、回答の待ち時間が 20 分以上になることもある。更に、戸籍の届出先の市町村からも照会の電話が相次ぎ、事務処理に遅延が発生している。市民課では来庁された市民の待ち時間が発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、電話照会を行うために要していた戸籍の届出者の待ち時間も短縮され、住民サービスの向上につながる。

○本市においても住所地等の確認に電話照会を行っているため、住民の待ち時間の増加及び市町村職員の事務負担が生じている。戸籍と住所の関連性が高まっている現在においてシステムによる照会ができない現状は時代に逆行している。

各府省からの第 1 次回答

ご提案のあった内容に関する事務は、住民基本台帳法（以下「法」という。）第 9 条第 2 項による通知及び第 16 条における戸籍の附票の作成の事務であると解されるが、これらの事務は、法第 30 条の 10 第 1 項第 3 号及び第 30 条の 12 第 1 項第 3 号の規定における「住民基本台帳に関する事務の処理」に該当すると解されることから、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することが可能である。上記の解釈を地方公共団体に通知し、明確化することとしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

住民基本台帳ネットワークシステムを活用することで事務の大幅な効率化が図れるため、速やかな対応をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項からの世帯主の氏名の削除又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村における戸籍届書記載の世帯主氏名を確認する事務処理の削減

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍法施行規則第 55 条第 1 号、第 56 条第 6 号、第 57 条第 1 項第 8 号、第 58 条第 7 号に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除すること。又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村において、戸籍の届書に記載されている世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

戸籍法施行規則において届出の記載事項として世帯主の氏名が規定されている。

【支障事例】

戸籍の届出を受付した市町村は住所地市町村に対し、住民基本台帳法第9条第2項に基づき届出の記載事項を送付する必要があるが、本市では戸籍の届出を受付してから決裁するまでに最低数日、長くて2週間程度時間が掛かるため、住所地市町村が通知を受け取った時点で世帯主が変わっていることが多い。世帯主氏名の情報に意味がなくなっているにも関わらず、戸籍法施行規則で規定されているため、他市町村に住所がある者から本市に対して戸籍の届出があった場合は、戸籍の決裁をする中で必ず世帯主氏名を住所地市町村へ電話で確認、照会する作業が発生し、1件あたり 20 分程度余計に処理時間を要している。

【制度改正の必要性】

戸籍法施行規則において届出の事項として世帯主氏名が規定されているため、全国の市町村において、戸籍の届出を受付した市町村は、住所地市町村への電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話が繋がらないことも多く、世帯主氏名の確認を行うために1件あたり 20 分程度の事務処理時間が発生している。住所地市町村においても、当該者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号で間違いがないかの確認などに事務処理が発生し、回答するために 10 分程度の事務処理が発生している。このように日々、無駄な事務処理時間が多く発生している実態がある。加えて、戸籍の届出をする際、世帯主を確認したいという住民には住民票を取得してもらう必要があり、住民負担が発生している。また、住民基本台帳法第9条第2項の通知を受けた住所地市町村において、当該通知により世帯主の氏名を住民票に記載することが想定されないため、本市では住所地市町村に世帯主氏名を通知に記載しておらず、戸籍の届出を受付した際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要である。

【支障の解決策】

戸籍法施行規則第 55 条第 1 号、第 56 条第 6 号、第 57 条第 1 項第 8 号、第 58 条第 7 号の世帯主の氏名を記載事項とする号を削除すること又は世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除又は世帯主氏名を確認する

事務処理を不要とすることで、これまで電話照会で発生していた事務処理時間がなくなるため、事務処理の大幅な効率化が図れる。

戸籍の届出にかかる記載項目が削除されることで、届書に記載する内容を確認するために住民票を取得することが不要になるなど、住民負担が減る。

根拠法令等

住民基本台帳法第9条第2項、戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

水戸市、八王子市、豊中市、枚方市、富田林市、吉野川市、今治市、大牟田市

○住所地の市町村へ電話照会を行う際は、折り返し電話で対応を行っている。回答の待ち時間が長くなることもあり、世帯主氏名の確認に20分以上要している。戸籍には世帯主の氏名は記載されないため、戸籍届書には世帯主の氏名の記入は不要ではないかと考えている。戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除した場合、戸籍の届出を受付した際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要となるため、迅速な戸籍事務処理に繋がると思われる。

○戸籍の処理上、世帯主の情報は不要であり、不必要な情報は省略すべきである。

各府省からの第1次回答

戸籍の届書に記載することとされている「世帯主の氏名」については、戸籍法令上の事務に使用するものではないところ、出生届については、住民基本台帳法第9条第2項及び住民基本台帳法施行令第12条第2項第1号に基づき、住民票の記載等を行うために「世帯主の氏名」が必要であることから、届出の記載事項から削除することは困難である。

一方、婚姻届、離婚届、死亡届に係る「世帯主の氏名」の削除については、関係省庁と協議の上、必要な対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

婚姻届、離婚届、死亡届に係る「世帯主の氏名」の削除については、住民基本台帳事務においても不要であるため速やかな対応を求める。併せて、今後の検討及び制度改正のスケジュールについてお示しいただきたい。本市では、デジタル社会の実現に向けた重点計画に従い、デジタル3原則で掲げられるデジタルファーストで業務改革(BPR)に取り組む必要があると認識している。そのため現行の事務処理で行っている電話による照会、回答によるアナログな確認方法ではなく、デジタル・オンラインによる事務処理をすることが強く求められている。住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令に基づく出生届について世帯主の氏名を届出の記載事項から削除することが困難であるならば、出生届を受付した際に当該出生届に記載されている世帯主を確認するための手段として、住所地市町村へ電話で照会し、確認する以外の別の代替手段を用いて事務の効率化を図っていく必要があるのではないか。本市としては、住民基本台帳法第30条の6に定める項目に「世帯主の氏名」又は「世帯番号」(団体コード+世帯番号等)を加え、住民基本台帳ネットワークシステム上で世帯の閲覧を可能とすることを求める。住民基本台帳ネットワークシステム上での閲覧が困難である場合は、出生届を受付した際に住所地市町村へ記載されている世帯主を確認するために電話を用いる以外の代替手段についてお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

226

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第6条第1項及び第3項に規定されているマイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日以降は、新規発行や再交付は行わないこととされたにもかかわらず、紛失時の届出及び返納に係る事務が引き続き存続していることから、当市では毎日、1件あたり1分掛かる通知カード管理簿への入力作業が100件程度発生している。特定個人情報を含むものであるため速やかに処理をしなければならず、個人番号カード交付に伴う受付、審査、交付業務や交付前設定処理業務に支障をきたしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

通知カードの事務処理がなくなることで、出張申請受付サポートなどの個人番号カードの申請・交付率アップに繋がる事務に取り組める。

根拠法令等

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第6条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置))、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、郡山市、富士見市、八王子市、柏崎市、山梨県、半田市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、吉野川市、大牟田市、熊本市、宮崎市

○当市でも同様に返納に対する事務を行っており、削減されれば事務効率化が図れる。
○マイナンバーカード交付時に通知カードを紛失している場合が多く、紛失届の記入する時間及び記入内容の確認をする時間を要しており、交付手続きの対応等に支障をきたしている。

各府省からの第1次回答

通知カードについては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。)により制度上廃止されているが、既に交付されている通知カードの返納の取扱いについては、デジタル手続法の附則により、引き続き従前の取扱いを継続するものとしている。

このため、デジタル手続法の施行日前に通知カードが交付されている場合においては、当該通知カードの返納又は紛失届の提出を求めているところ。その理由は、記載事項に変更が生じていない通知カードは、デジタル手続法施行後も引き続き番号提示書類として認めることとしているため、当該通知カードと個人番号カードを併せて保有していることは望ましくないと考えられることから、原則として返納を求める従前の取扱いを継続しているところ。

一方で、運用上、返納及び紛失届の提出に係る取扱いについて、どのような運用が適切であるかについては、事務負担にも配慮しつつ、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国の方針に基づき全国の市区町村では令和4年度末までに個人番号カードの交付率100%を目指し、事務を行っているにも関わらず、記載事項に変更が生じていない通知カードをデジタル手続法施行後も引き続き番号提示書類として認める経過措置があるため、個人番号カードへ切り替える必要性を失わせているとともに、市区町村の事務負担も増している。経過措置を廃止し、個人番号の証明を個人番号カードまたは個人番号記載の住民票のみとすれば、個人番号カードの交付を受けていない住民の個人番号提示の手段は確保した上で、一層、個人番号カードの必要性が高まり、市区町村も従来通知カードの事務処理に費やしていた労力を個人番号カードの交付促進に振り向けることができるようになり、交付率の増加につながるものと考えられるので、速やかかつ積極的な対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

228

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

戸籍情報連携システムの運用開始に伴う住民票への旧氏登録時の添付書類の見直し

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍情報連携システムの運用開始により他市町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となる予定のため、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、住民票に旧氏記載を求める際に戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

戸籍謄本等を「添付」させることになっているため、原本の持参と提出が必要。

【支障事例】

婚姻届と同時に旧氏を登録したい場合、戸籍謄本等の添付が義務付けられているために、婚姻届けの内容が反映された戸籍が出来上がってから戸籍謄本等を取得し、再度旧氏登録の手続きに来庁する必要がある。

【制度改正の必要性】

デジタル手続きのワンストップの原則に従い、戸籍謄本等の添付書類を削減する中、住記の異動についても添付書類が必要な届出を削減する必要がある。戸籍事務内部での連携により、他市町村が本籍の戸籍謄本が参照、出力できるようになれば戸籍謄本等の添付を必須とする必要はないと考える。

また、事例として最も多い婚姻時の旧氏登録(直前の氏に限る)についても婚姻が反映された戸籍謄本等の添付ではなく、戸籍謄本等の参照による確認で届出可能とすることで婚姻届と旧氏登録の同時提出が可能となり住民の利便性が向上すると考える。

【支障の解決策】

「当該旧氏はその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。)その他総務省令で定める書面を添付して」を削除する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

婚姻時の旧氏登録等の戸籍届出と同時に旧氏登録・変更請求の際に戸籍謄本等の添付がなくなることで、戸籍届出の内容が反映された新たな戸籍の出来上がりを持って再度来庁する必要がなくなり、戸籍届出時の来庁1回で手続きが完結できる。また、戸籍届出と同時に旧氏登録・変更請求の際にも、添付漏れにより届出ができず再来庁することとなるリスクが軽減される。

根拠法令等

住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

水戸市、千葉市、練馬区、八王子市、京都市、枚方市、八尾市、吉野川市、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎市

○旧氏登録の手続きについて、事前に相談等がある場合は、戸籍謄本等が必要な旨案内しているが、本籍地以外の方が直接来庁された場合は、再度来庁する必要があり、住民の負担が発生していると思われる。
○一方、求める措置では、戸籍法の一部改正に伴うシステム構築の結果、事務内連携で戸籍謄本を確認することで添付文書を省略できるものと想定されているが、婚姻届と同時に旧氏登録の手続きが行われた場合、その時点では婚姻後の戸籍が作成されておらず、婚姻後の戸籍を確認することは困難である。そのため、婚姻届の受理をもって旧氏登録の手続きを行うことを可能とする手法について、法的な整理が必要と史料する。

各府省からの第1次回答

御提案にある戸籍事務内の連携は、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法施行令に定められた旧氏登録等事務において戸籍謄本等の添付を不要とすることはできないが、御提案の趣旨を踏まえつつ、どのような対応が可能か、関係省庁と協議の上、検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

デジタル手続法のデジタル3原則、ワンスオンリーに従い取り組む中で各省庁を跨いで、業務改革(BPR)に取り組む必要があると認識している。
戸籍の情報は、住民基本台帳を整備・管理する上で非常に重要な情報であり、また、市町村の事務においては戸籍の附票の作成等、戸籍の届出の事務と住民基本台帳に関する事務が密接な関係であることを踏まえ、戸籍情報連携システムの戸籍事務内連携について、戸籍事務と同様に住民基本台帳事務に関しても情報を利用できるよう再度検討していただきたい。
さらに、戸籍事務内連携の開始時期に合わせての実現に向けてご検討いただきたい。
また、上記の戸籍情報連携システムの利用が困難なのであれば、住民サービスの向上の観点からも、他の対応について積極的にご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

233

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

内部統制制度導入に伴う包括外部監査の弾力的な取扱いについて

提案団体

尼崎市、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

内部統制制度を導入した地方公共団体において、包括外部監査人と地方公共団体が事前に協議し、双方の合意を得た場合には包括外部監査における監査項目を地方公共団体が任意で設定できるよう制度改正を求める。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

当市では、代表監査委員を含む識見監査委員を2名とも民間から選任するなど、これまでも監査機能の充実に努めてきたなか、このたび、中核市においては努力義務である内部統制制度を導入することとした。しかし、事務負担が過剰になり、取組が形骸化(作業化)することになれば、本末転倒である。

そのような問題意識のもと、実効性のある制度の構築を目指しており、内部統制を推進していくツールの1つとして包括外部監査を活用できれば効率的・効果的と考えるが、地方自治法では、包括外部監査人が監査項目を選定すると定められていることから、市が包括外部監査を弾力的に運用できない。

【支障の解決策】

内部統制の推進にともない顕在化した課題等に対して重点的に監査を実施することが効率的・効果的であることに加え、内部統制制度において抽出したリスクへの対応策のひとつとして監査を組み込むことも考えられることから、市と包括外部監査人が事前に協議し、双方の合意を得た場合に、市が監査項目を任意で設定できるよう地方自治法を改正いただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正による効果】

当市が要望している趣旨は、毎年度、包括外部監査人自らが監査項目を選定する従来の手法から、内部統制を推進するなかで顕在化した課題があれば、市と包括外部監査人が事前に協議し、双方の合意を得た場合は、それを監査対象項目に選定できる道を開くものである。特に顕在化した課題がない場合は従来通り包括外部監査人自らが監査項目を選定する、数年に一度は監査人が選定したテーマで実施するなどの運用も考えられ、包括外部監査の実施やその意義を否定するものではない。

個別監査制度を活用することも考えられるが、そもそも内部統制制度の整備にかかる事務が発生するなか、監査にかかる事務量が相当増加することになる。

今回の提案は、すでに義務となっている既存制度の趣旨を踏まえつつ、包括外部監査の活用を図ることで、より効率的に内部統制制度の実効性向上を目指すものであり、それにより、適法・適正な行政運営ならびに市民から信頼される組織運営につながるものとする。

根拠法令等

地方自治法第 252 条の 27、252 条の 37

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

半田市、京都市、熊本市

—

各府省からの第 1 次回答

包括外部監査は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な識見を有する者が自己の識見に基づき、当該地方公共団体の事務の適性な執行を確保する観点から必要と判断した事件を特定して、監査を行い、その結果を報告することにより、地方公共団体における監査機能の専門性・独立性の確保及び地方公共団体の監査機能に対する住民からの信頼の確保という意義を有するものである。

このため、包括外部監査における監査の対象を地方公共団体の長が任意で設定できるようにすることは、包括外部監査の意義を損なうものである。

一方、現行の包括外部監査においても、包括外部監査人は当該包括外部監査対象団体の実情やその時点の地方公共団体全体の置かれた状況、社会経済情勢等を十分踏まえて、自己の能力や専門とする分野などを考慮して事件を選択しなければならず、その際に、包括外部監査対象団体の長やその他の執行機関、それらの職員などから意見を聴くことも可能であるため、地方公共団体の長と包括外部監査人が意見交換をした上で、包括外部監査人の判断で内部統制により顕在化した課題等を監査項目とすることができるものとするものとする。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体における監査機能の専門性・独立性の確保及び地方公共団体の監査機能に対する住民からの信頼の確保という包括外部監査の意義は理解できる。

一方、平成 29 年に地方自治法が改正された際、内部統制の推進に合わせて監査機能の拡充等も行われていることを踏まえると、包括外部監査の運用についても同様に見直されるべきものと考えられる。

包括外部監査の意義や趣旨を踏まえると、監査項目の最終決定は監査人が行うことは理解するものの、内部統制の推進により顕在化した課題に対して地方公共団体の組織に属さない専門的な識見を有する包括外部監査人が監査を行うことで、より信頼される地方公共団体の実現が可能になるのではないかと考える。また、このように内部統制制度と包括外部監査を連携して取り組むことは、行政運営を行ううえで効率的かつ効果的であると考えている。

よって、今回の一次回答をふまえ、当市では、令和 5 年度から次の変更後の手法を採用したいと考えているが問題はないかと考える。

（変更前）包括外部監査人自らが監査項目を選定する。

（変更後）内部統制を推進するなかで顕在化した課題があれば、市と包括外部監査人が事前に協議し、双方の合意を得た場合は、それを監査対象項目とする。特に顕在化した課題がなければ、従来通り包括外部監査人自らが監査項目を選定する。

また、この変更にあわせて、包括外部監査人が監査項目を決定する際には、内部統制を推進している自治体が公表している内部統制評価報告書で示される結果に留意する旨の通知文等を、国から自治体に対して発出できないかと考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

237

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

市町村長が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき電気、ガス等の供給事業者の保有する契約情報の提供を受けることが可能であることの明確化及び税情報等の開示範囲の拡大

提案団体

川崎市、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

総務省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村長は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができるとされているが、電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報の提供を受けることが可能であることを、通知等により明確化することを求める。あわせて、課税保留や差押え情報が取得できるよう、税情報等の開示範囲の拡大を求める。

具体的な支障事例

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)において、空家の所有者等の特定に当たり想定される調査方法として、水道・電気・ガスの供給事業者の保有情報や郵便転送情報の確認調査などが挙げられており、民間事業者の保有する契約情報について、空家対策の取組のために取得可能と捉えることができる表現となっている。

しかしながら、本市において本ガイドラインをガス事業者に対し示したうえで使用者情報を開示することが可能か確認したところ、ガス事業法において許容される目的外提供に当たらないことから開示について難色を示された事例がある。実際は各事業法において契約情報の目的外提供が禁止されているため、市町村長による空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めを受けて契約情報を提供する場合には各事業法における契約情報の目的外提供の禁止規定に反することにはならない旨が明確になっていなければ、事業者は契約情報を市町村に提供してよいか判断ができないものと考えられる。

電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報について、その提供が可能であることを、通知等により明確化することを求める。

次に、現行においては、課税台帳による取得可能な情報として空家所有者の氏名、住所、電話番号が開示されており、空家所有者の把握については有効であるが、空家等への対応を効果的、効率的に進めるためには、課税保留や差押え情報等個別の空家の詳細な情報を把握する必要があると考える。課税保留の状況が把握できれば、所有者調査に時間をかけることなく、初期段階から所有者不明空家として相続人調査に着手し、相続財産管理人制度の活用に向け必要な費用について予算措置ができ、迅速に対応が進められる。また、差押え情報が把握できれば、空家特措法による措置を一時見合わせるなど、個別の対応を迅速に判断できることから、あわせて幅広く税情報等の開示範囲の拡大も求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報を活用することで空家等の所有者を迅速に把握できる。また、税情報等を活用することで、空家等の所有者に対して効果的、効率的な対応を進めることが可能となる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条、ガス事業法第 54 条、電気事業法第 23 条、地方公務員法第 34 条、地方税法第 22 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

深川市、いわき市、ひたちなか市、千葉市、松本市、浜松市、豊田市、京都市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、山陽小野田市、久留米市、大分県

○当市は水道情報を基本に対応しているため、電気・ガス供給事業者への照会を行ったことはないが、一部の空き家においては水道の未加入があるので、そのような場合に電気・ガスの契約情報が得られることは有益であると思われる。また、相続人不存在により課税保留となっている情報が活用できることは、提案のとおり財産管理制度の適用を早い段階で検討できるなど、空き家対策にとって非常に効果的と考える。（可能であれば、税部門が相続人不存在を把握した時点で、空き家対策部門にその旨の情報提供がなされる仕組みが必要と考える。）

○当市では、特定空家の所有者の所在が不明であることから不在者財産管理人選任申立てを行ったが、財産目録の作成にあたり負債を把握するため電力会社に使用料の未納の有無を照会したが教えてもらえず、また、税務局に市税の滞納情報の提供を求めたが地方税法第 22 条の守秘義務により教えてもらえなかった。通常空家対策においても固定資産税額等の情報提供を受けることができないが、納税額や滞納情報などの経済状況を把握したうえで改善の働きかけを行うことができれば所有者の実情にあわせて効果的なアプローチが可能になる。税情報の提供の考え方は、平成 27 年 2 月 26 日付け総税固第 15 号「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」において、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触しないものとして、空家等の所有者等の氏名、名称、住所、電話番号に限定して明記されていることに起因するが、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のために必要な限度の情報は上記のみではないため、守秘義務の解除について柔軟な対応を求める。

○住民票上は空家の住所のまま、所有者等の所在不明である状態が時々ある。電気、ガスなど行政では分からない情報も駆使して、所有者の所在が分かれば、解決困難な空き家への対策の一助になると考える。

○当市においても、民法の財産管理人制度を活用して管理不良空家等の措置を進めた事例があるが、管理人の申立を行うかどうかを判断する際に、空家等の老朽化の状況だけでなく、申立て費用や予納金が回収できるかどうかについても、大きな判断材料となっている。当該空家所有者の市税の滞納状況や財産差押等の債務に関する情報があれば、必要費用の回収の見込みが立てられるので、財産管理人申立制度を利用しやすくなると考える。

各府省からの第 1 次回答

【総務省、経済産業省、国土交通省】

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第 10 条第 3 項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。」とされており、提案にある電気、ガス等の供給事業者が保有する情報についても、同項を根拠として提供を求めることができる。

その上で、電気やガス等の供給事業者が保有する情報については、各法を所管している省庁間で協議の上、空家法第 10 条第 3 項に基づき、情報提供を求めることができる情報として位置づけられていることについて各事業者への通知等について必要な対応を検討したい。

【総務省、国土交通省】

次に提案後段の税情報の開示範囲の拡大についてであるが、固定資産税の課税関係情報については地方税法第 22 条の守秘義務の対象となり、原則として外部に提供できないところ、他の行政機関から法令の規定に基づき情報の提供の求めがあった場合には、その重要性や緊急性、代替手段の有無、全体的な法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較衡量を行った上で、必要な範囲内で行う情報提供については守秘義務に抵触しないと解されている。

このため、空家法において「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。」（空家法第 10 条第 1 項）と規定し、情報提供の求めに関する規定を設けた上で、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平成 27 年 2 月 26 日付け国土交

通省住宅局住宅総合整備課長・総務省自治行政局地域振興室長通知)を発出し、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、空家法の施行のために必要な限度において、空家等施策担当部局が法に基づく措置を講ずる目的のために、内部で利用することが可能な情報その範囲を明確化しているところである。

他の法令により固定資産税の課税情報を利用できる場合においても、内部利用できる情報は所有者の氏名等に限定されているものであり、提案にある課税保留情報や差押え情報については、空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号のような「空家法の施行のために必要な限度」の情報とはいえないことから、内部利用の対象とすることは困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

空家等の所有者を迅速に把握し、空家対策を効果的・効率的に推進していくためにも電気やガス等の供給事業者が保有する情報を活用することは重要だと考えている。そのため、各事業者への通知の発出時期等を具体的に御教示いただきたい。

また、税情報の開示範囲の拡大に関して、空家特措法の目的を達成するために、空家対策を推進していくには、空家に関して効果的・効率的により多くの詳細な情報を正確に把握する必要がある。課税保留がされている空家については、所有者が不明または不存在であることが概ね特定できることから、課税保留に関する情報が把握できれば、指導等に至るまでの時間の浪費を解消できるメリットに加え、空家特措法の手続きによらず、財産管理人制度の活用など、より合理的な手続きを早い段階で判断できるため、把握すべき重要な情報の一つで「空家特措法の施行のために必要な限度」の情報といえると考えます。

課税保留に関する情報を把握するための代替手段はないと考える。また、迅速な空家の課題解決を図ることで、防災、衛生、景観面等の地域住民の生活環境が向上し、地域住民の生命、身体又は財産を保護することができる。地方税法上の空家所有者の保護と空家特措法上の地域住民の生命、身体又は財産の保護を比較衡量しても、課税保留の情報については、公益上有益で必要な範囲内で行う情報提供であると考えられるため、その必要性を総合的に勘案し検討いただきたい。

なお、差押えの情報については、登記簿謄本の取得によることも可能であると考えため、当市において、より効率的な情報の把握について、引き続き検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【茨木市】

税情報の開示範囲の拡大に関して、課税保留情報や差押え情報など空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号以外の情報は空家法の施行のために必要な限度の情報とは言えず、内部利用の対象とすることは困難との回答であったが、空家対策を担う市町村の実務においては上記のみの情報では不十分であり、空家対策を行う上での阻害要因となっている。例えば、財産管理人制度を活用する場合や、通知しても連絡がない管理不全の空家所有者に対する更なる働きかけの際は、納税額や滞納情報などの情報が得られれば、より効果的な対策が可能となる。平成 27 年に空家法が施行されて 5 年以上が経過しており、現状を踏まえた運用の見直しを行う時期にあるのではないかと。今後ますます空家の増加が予想されることに鑑みて、実効性の高い空家対策を行う観点から、空家法の施行のために必要な限度の情報について見直すとともに、あわせて地方税法第 22 条の守秘義務の解除を柔軟に行うことが必要であると考えます。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

241

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

国の「都道府県を経由した市町村への照会」の照会方法の見直し

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国の照会における、中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの以外の照会については、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」を使用すること
具体的には、都道府県を経由した市町村への照会を「パターン A:定期的な照会で、調査項目に変化がないもの」「パターン B:照会先の個別の状況を確認するもの」「パターン C:中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの」に分け、パターン A 及び B については、一斉調査システムを使用すること

具体的な支障事例

国と市区町村の間に立つ都道府県では、日々の照会・回答業務に多くの時間を費やしている。市町村数が多い当県においては、国からの1回の照会あたりの職員負荷も大きく、全市町村への通知転送、回答状況の確認・催促、回答集約といった「中間とりまとめ作業」の効率化は庁内業務改革において優先度が高い課題となっている。

先般、担当者の連絡先に関する照会について、県で市町村の担当者連絡先を取りまとめ、国の様式(Excel)に転記を行った。県から市町村への照会については指定がなかったため、調査・照会(一斉調査)システムを用いて市町村へ照会の上、集計データを出力し、国の様式(Excel)へ転記を行った。当該システムは国が使うことも可能であり、国から直接、都道府県及び市区町村へ照会し、フォームへ入力させることで事務負担軽減につながったのではないかと史料。

(具体事例:令和3年度 DX 推進担当者の調査について(照会)総務省自治行政局地域情報化企画室 令和3年7月5日付け事務連絡)

また、市町村からは調査・照会(一斉調査)システムの通知を見逃すとの声もあるが、これはシステムを使ったりメールを使ったりと照会のやり方が定まっていないため出てくる意見だと考えられる。どの照会についても同じシステムが使われる前提であれば見逃しも無くなると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方公共団体職員の事務負担軽減

不要な中間とりまとめ(都道府県作業)が削減されることで、取りまとめ段階でも意思決定が必要な照会への回答に注力可能。また、パターン A の比率が高まることで、市町村業務の改善にも繋がる。

また、今年度実施した本県の全庁業務量調査において、「照会・回答に係る全庁業務量」は 240,464 時間、4.8 億円の人件費(時給 2,000 円とした場合)となっている。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、郡山市、鳥取県、高松市、高知県、熊本市

—

各府省からの第1次回答

調査・照会システムにより、地方公共団体職員の事務負担の軽減が期待できることから、ご提案を踏まえ、各府省に対し、調査・照会システムの使用を促すことについて検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各府省庁に対し、既存の調査・照会システムを最大限利活用する（さらに、利活用の状況に応じて同システムの改善も併せて進める）ことを周知徹底していただきたい。また、各府省庁がお互いのデータを共有できれば新たな政策・施策の企画立案など、イノベーションにも類似の照会が行われることが無く、より適切な質問の仕方になる等、改善につながりうると考えられるため、オープンデータやデータ連携についても検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

243

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

補助金支出事務の私人委託を可能とする見直し

提案団体

長野県、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法施行令第165条の3で規定する、私人に支出の事務を委託することができる経費に補助金を加えることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

地方自治法施行令第165条の3では、私人に支出を委託することができる経費を列挙しているが、補助金は対象外となっている。

【支障事例】

当県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援するため、ECサイトで県産品を販売する場合に、商品送料相当分の経費を県で支援し、販売促進につなげる事業(県産品ECサイト送料無料キャンペーン事業)を実施する予定としている。

本事業においては、500者程度の事業者を支援する見込みであり、事務量が膨大になることから、職員の負担軽減のため、当該事業に係る事務の一切を民間へ委託しようと検討したが、地方自治法第243条の規定により、支出事務そのものは民間へ委託ができず、補助事業として県直営で実施すべきではないかとの疑義が生じている(申請書類の受付・確認等の支払いに直接関係ない事務は委託可能との整理)。

また、他県においても、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県産食品事業者(約200者想定)を支援するためのEC送料支援事業を検討する中で、同様に支障を感じた事例がある。

【制度改正の必要性】

コロナ禍における事業者支援のように、短期間に多くの者への支援が必要な場合、補助金の支出を委託できないと、地方自治体のマンパワーでは対応できず、迅速かつ効率的な支援策が実施できない恐れがある。

【支障の解決策】

そこで、補助金の支出についても民間へ委託することができるよう、支出事務の私人委託における制限を見直すことで、迅速かつ効率的な事業者支援が可能となる。

なお、国においては本規定がないため、一切の業務を委託することが可能となっている(例:持続化給付金を商工会議所等へ委託)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

私人に支出事務を委託することができる経費に補助金を追加することで、申請書受付から支払いまで一括して民間に業務委託でき、地方自治体職員の事務負担軽減が図れるとともに、迅速かつ効果的な事業者支援が可能となる。

根拠法令等

地方自治法第 243 条、地方自治法施行令第 165 条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

八王子市、川崎市、京都市

○利子補給事務を行っている。申請件数は令和3年度 16,047 件であった。年間1万件を超えるため、申請は金融機関を代理人として取りまとめており、申請に係るデータ整理の事務を委託し負担の軽減を図っているが、地方自治法上、支出を委託できず、また振込も金融機関あてまとめて行うことが出来ず、口座のデータ確認も含め膨大な支出(振込)事務が発生している。

各府省からの第1次回答

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年 12 月 18 日閣議決定)において、「公金取扱いの制限(243 条)については、(中略)金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、(中略)その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされていることから、支出事務の委託制度については、この方針に基づき、その在り方の見直しを検討することとしているが、補助金の支出事務を私人に委託できることとするについては、当該支出に係る責任関係が不明確とならないか、受託者の恣意的な支出が行われることにより地方公共団体が損害を被ることとならないか等の観点から慎重に検討する必要があると考える。本提案については、採択することができるかも含めて検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘のとおり補助金の支出事務の私人委託については、責任関係が不明確とならないか、また受託者の恣意的な支出が行われることにより地方公共団体が損害を被ることとならないか等の懸念があることは当県においても認識している。

しかしながら、私人へ支出事務を委託する場合には、委託契約の中で、責任関係を明確にすることは十分可能と考えられ、また例えば、契約書に損害を与えた場合の賠償責任に関する条項を設けておけば、仮に恣意的な支出が行われたことにより損害が発生しても、一定程度は担保することが可能となるのではないかと考えられる。

さらに、補助金事務を委託する場合、交付対象や金額の決定に一定の判断が必要な補助金については、支出事務自体は委託する一方で、交付決定や額の確定の手続きは行政が自ら行うか、行政と受託事業者との合議により決定を行うなど一定の関与を行うべきであると認識している。

この場合、受託事業者は、行政の責任で決定した交付対象や補助金額に従って、単純に相手方に支出事務を行うだけであり、恣意的な支出が行われる恐れは極めて少なくなると考えられる。

なお、交付対象や金額が客観的に決まり判断の余地がないような補助金については、行政によるチェック機能を導入しつつ、受託事業者に補助金事務の全てを委託することもできる場合もあり得るのではないかと考えられる。

以上のように補助金の支出事務の私人委託については、補助金の制度設計を工夫すること等により、責任関係の明確化や受託者による恣意的な支出の防止など、懸念されている課題をクリアできることから、早期の対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

246

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化

提案団体

特別区長会、龍ヶ崎市、大磯町、豊田市、砥部町、佐世保市、宮崎市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードに搭載されている「電子証明書の更新」や「各種パスワードの初期化・再設定」の手続を、区市町村の窓口等、対面による手続に限定せず、コンビニのキオスク端末やオンラインでも可能とするなど、来庁せずかつ職員の手を介さない手法でも手続ができるよう、公的個人認証サービス事務処理要領における「市区町村の窓口など対面による手続」に関する記載(記載例:市区町村受付窓口へ提出、ICカードを持参する必要等)を改定し、コンビニやオンライン(マイナポータル等)でも手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定については、申請者の本人確認のため、区市町村の窓口など対面による手続が必要とされている。

【支障事例】

近年マイナンバーカードを活用する機会が増えてきたこともあり、いざ活用する場面になって、電子証明書の有効期限切れやパスワードの失念等により使用できないことが発覚し、更新等の手続のために来庁した方で、区役所等の窓口が混雑するケースが増えている。

【制度改正の必要性】

マイナンバーカードの新規発行数は、ここ数年で急増しており、当区では令和4年5月1日現在で55%が保有している。今後全国的にも、短期間でカード保有者が急増していくことが見込まれる。令和7年度以降、当区にはマイナンバーカードの電子証明書の更新等のために、毎年3万から4万人が来庁することが見込まれ、窓口運営に支障をきたすことが懸念される。

【支障の解決策】

署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。

電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

電子証明書の更新手続や各種パスワードの初期化・再設定がコンビニやオンラインなど、来庁しなくてもできるようになることで、利用者は時間や場所に縛られず、いつでも、どこからでも手続ができるようになり、利便性が大きく向上する。

また行政側についても、窓口対応時間が縮減され、業務の効率化につながる。

根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第9条、公的個人認証サービス事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、小山市、川越市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、金沢市、半田市、豊中市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、吉野川市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県

○マイナンバーカードの利活用が広がると、電子証明書の更新や暗証番号の初期化、再設定等が必要となる市民が多くなる。カードを取得した後の市民サービス向上の声も市民から上がっている現状があるため、非対面化といった手続きの必要な措置を求める。

○電子証明書を含めた更新は5年ごとに必要である。対面を前提とした現行では、交付件数が多い年度から起算して5年ごとに市の事務量が増え、年度間の業務量の平準化ができない。

市区町村窓口等を介さずにできるようになることで、市民の利便性が向上され、行政側の負担も軽減できる。

○当市におけるマイナンバーカードの交付件数は制度の初年及びマイナポイント実施年の2つのピークがある。そのため、令和8年には平成28年にカードの交付を受けた市民の有効期限切れに伴う再交付対応と令和3年にカードの交付を受けた成人の電子証明書更新・未成年の再交付対応が重複し、こうしたケースだけで年間3.5万人の来庁者が見込まれる。また、令和8年にはカードの交付率が現在の倍以上になり、これまで以上の券面更新・暗証番号再設定等の事務が生じることが想定される。庁舎窓口カウンターの構造や統合端末・住基ネット回線の手配を考えると臨時的な窓口増設等による処理能力増強には限界があるため、窓口事務・バックヤード事務に支障をきたすことが懸念される。

○当市においても、今後、年3万～5万人の更新が見込まれる。オンラインやキオスク端末などで手続きが可能となることで、窓口対応時間が短縮され、更新手続きの促進にもつながると考える。

各府省からの第1次回答

電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準（米国立標準技術研究所（NIST）の認証に関するガイドライン（NIST SP 800-63-3）等）を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に、自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い、電子証明書を発行する場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じる。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうため、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性がある。したがって、本人確認を対面で行い、電子証明書を発行することで、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールとなっていることから、マイナンバーカードの電子証明書をオンラインで発行・更新することは、現在のところ、想定していない。

また、パスワードは原則として本人のみが知っているものであり、認証の1要素を構成するものであるから、各種パスワードの初期化・再設定については、適切な本人確認を行った上で手続を行う必要がある。署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定については、令和2年度における特別定額給付金実施時の状況を踏まえて、利用者証明用電子証明書の暗証番号の確認及びカードのICチップ内の顔画像とスマホで撮影した顔写真の照合を複合的に組み合わせることによって、対面によらずに本人確認を実現し、コンビニのキオスク端末を用いて行うことができるようにしている。一方で、署名用電子証明書以外の暗証番号について、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定を行うことができるようにすることについては、認証強度が確保できるかとの観点やシステム開発に係る費用対効果の観点から慎重な検討が必要と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

電子証明書の「発行」の際に、市区町村窓口において対面での厳格な本人確認を行っていることを踏まえると、「更新」の場合の本人確認は「発行」の場合と分けて論じるべきと考える。また、署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定については、現状、オンラインによる本人確認が可能になっている。これについては国も適切な本人確認の方法として認めているところであり、これを電子証明書や他のパスワード更新にも適用できるよう検討いただきたい。

秘密鍵に関するセキュリティ上の問題を指摘されているが、令和4年度中の実現を目指すマイナンバーカード機

能のスマートフォン搭載等に関して「オンラインで電子証明書をスマートフォンに発行」するとされており、このような最新技術の活用や、コンビニのキオスク端末を用いる等、セキュリティを確保する手段を検討いただきたい。署名用電子証明書以外の暗証番号を、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定することに関しては、例えば、ワンタイムパスワードと顔写真の照合を併せた複合的な認証を行うなど、認証強度の設計次第で対応できると考えられる。

システム開発に係る費用対効果については、1700を超える市区町村が被る対応にかかる時間や費用、住民の来庁負担等を考慮すれば導入の効果は絶大であり、論じるまでもないと考ええる。

市区町村は、特別定額給付金やマイナポイント事業実施に伴い生じたマイナンバーカード関係事務と同等の負担を、今後、更新時期到来の度に被ることとなるが、その負担はマイナンバーカードが普及するに伴い、更に増大する恐れがあるため、国においては、こうした現状を十分に考慮した上で、至急の検討を進められたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

電子証明書の更新について、例えば、令和4年度中の構築を目指しているマイナンバーカード機能のスマートフォン搭載においては、インターネット回線上に秘密鍵を流さずにスマートフォン用電子証明書が発行できると聞いているが、こうした最新の技術を活用又は応用するなどして、保証レベルを維持したまま電子証明書を更新可能とすることを目指すべきではないか。

署名用電子証明書以外の暗証番号についても、オンラインでの本人確認による初期化・再設定手続の実現を検討いただきたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

262

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

中核的民間国際交流組織の地域国際化協会認定にあたり、地域国際交流推進大綱への位置づけを不要とすること

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置づけを廃止すること

具体的な支障事例

中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置づけが必要とされているが、当市の総合計画においても在住外国人との共生の推進を柱に位置づけ、KPIを設定し、取り組んでいくこととしており、内容に重複が見られる。
また、公益財団法人国際コミュニティセンターは当市の外郭団体であり、地域国際化協会に対する国からの各種支援を受けることだけを目的に同大綱を策定していることは実質的な策定意義が薄く、非効率的な業務となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

地域国際交流推進大綱の策定に関する指針、地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における民間団体の位置づけについて

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、仙台市、相模原市、浜松市、山口県

—

各府省からの第1次回答

地域国際化協会の認定において、同協会を「地域国際交流推進大綱」に位置づけることを求めていた点について、認定基準から削除する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答のとおり、対応を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などを見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

回答いただいた内容について、実施するスケジュールについてお示しいただきたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

269

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

公共施設等総合管理計画の簡素化及び記載事項の見直し

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公共施設等総合管理計画を簡素化すること。各分野の個別施設計画で定めている記載事項との重複はなくすこと。

簡素化とは具体的には、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。

具体的な支障事例

国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたる、「公共施設等総合管理計画」は、総務省からの要請（平成26年4月）を受けて策定している。

①各分野の個別施設計画（インフラ長寿命化計画）で記載済みの事項を再掲したり、計画期間や集計方法の異なる各計画間の数値を再調整したりする必要がある。

②施設の再編等の中長期的な方針について、合意形成には時間がかかるため、一律に定められた期限までに、財源の裏付けのある中長期的な経費の見込みを作成するのは困難である。

上記2点の理由により策定に多大な事務負担を要している。

また、記載すべき必須事項が細かく指定されているが、一部については、国からの他の照会において回答し、ホームページに公開しているデータとの重複がみられるため非効率である。

一律に定められた期限とは、総合管理計画の見直し期限のこと。総合管理計画の計画期間は各都市でそれぞれ定めており、定められた見直し時期と計画期間の終了とが近いと、度々計画に時間を割かれることになる。また、計画期間終了（次期計画策定）に向けて、各施設の方針について議論を進めている場合、その途中で公表する数値は議論が不十分なものになる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が低減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

平成26年4月22日「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」総財務第74号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、田原市、滋賀県、京都市、城陽市、山口県、高松市、大田市、熊本市、鹿児島市

○提案団体も指摘しているように、公共施設等総合管理計画の策定・改訂には、その過程の合意形成も含め多大な事務負担を要する。

また、計画に記載すべき事項を逐次追加し、その度に見直し期限を設定するこれまでのやり方が続けば、実情を無視した形式的な改訂作業を繰り返す事態に繋がりがかねない。

総合管理計画を形骸化させることなく、地域の実情に即した公共施設マネジメントの推進に注力していくためにも、提案団体の求める記載すべき事項の簡素化とともに、見直し期限の設定についても見直しを求める。

○本市においても、国からの要請により、追加で記載すべき事項への対応を含めた計画の見直しを令和3年度に行ったが、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について」において、記載すべき事項として「脱炭素化の推進方針」等が追加項目として新たに掲げられている。今後も、指針が改定される度に記載事項の追加等が行われることにより、計画に見直しのタイミングの検討や見直しに伴う事務量の増大が予想される。

○策定指針のうち、第一の二の(4)については平成26年当時の指針に比べ、項目が7から14と倍増している。項目の増加は、検討や調整に要する時間の増加に直結し、円滑な計画の策定に支障が生じる。

各府省からの第1次回答

公共施設等総合管理計画の記載事項は、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項等に関し、令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により定めている。

ご意見を踏まえ、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項以外の部分に関して、記載事項の簡素化について検討を進めてまいりたい。

見直し時期に係る今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

骨太の方針2022「4. 国と地方の新たな役割分担」も踏まえ、地方団体の実情に配慮しつつ、記載事項の簡素化を速やかに検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川崎市】

「地方団体の実情に配慮しつつ検討」とのことだが、財源の裏付けのある中長期的な経費の見込の作成など、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公共施設等総合管理計画の記載事項について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

また、内容の重複が見られる場合、統廃合等の見直しを行い、計画の見直し期限についても、柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していただきたい。

計画の記載事項の見直しについて、具体的な方針をお示しいただきたい。地方公共団体の自主性に任せられるような抜本的な簡素化を検討していただきたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

270

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および公共施設等適正管理推進事業債の前提としての個別施設計画の策定及び変更義務付けの廃止

具体的な支障事例

国土交通省のインフラ長寿命化基本計画を受けて文部科学省がインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定している。令和3年3月に改訂された内容では、個別施設計画について、5年程度での見直しや、見直しの際に重要項目の全ての記載を盛り込むことなどを各管理者に促しているため、策定には多大な事務負担が生じる。文科省においては、個別施設計画の策定が、国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請の前提条件とされており、また、総務省においては、個別施設計画の策定が、公共施設等適正管理推進事業債の起債の要件とされている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

令和3年4月8日3文科施設第17号文科省大臣官房長通知、平成31年1月8日30施施助第13号文科省施設助成課長通知、平成31年4月2日総務省財務調整課事務連絡

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、京都市、高槻市、八尾市、広島市、熊本市

○当県においては、全ての市町村で長寿命化計画の策定が完了しているが、策定をする際に、自治体規模が小さく、職員が少ない市町村においては、計画の策定や見直しに人員を割くことが難しいという意見があった。

各府省からの第1次回答

【総務省】

公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる集約化・複合化、長寿命化等、地方自治体における公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられたものである。この公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的に公共施設等の適正管理を進めるに当たっては、

中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとの対応方針を検討し、取組を実施していくことが基本的な考え方であることから、個別施設計画の策定を公共施設等適正管理推進事業債の活用要件としている。なお、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」(令和4年2月28日)においては、「財政上の特例措置の前提としての計画等については、(略)計画等の策定を求めること自体禁じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。

【文部科学省】

インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、国や地方公共団体は行動計画を策定するとともに、各インフラの管理者は個別施設計画毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)を策定することとされている。個別施設計画は、厳しい財政状況の中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、施設の機能維持や安全性を確保するための計画であり、メンテナンスサイクルの核となるものである。

このため、地方公共団体を含む公共施設の管理者にとって、個別施設計画の策定やその見直しは、国庫補助事業等の要件設定の有無に関わらず、上記目的の達成のために必要不可欠なものである。さらに、個別施設計画については、「新経済・財政計画改革工程表2021」(令和3年12月23日経済財政諮問会議決定)において、令和4年度末までに策定率を100%とする目標が掲げられているが、学校施設環境改善交付金の対象施設である公立学校施設についてはほぼ全ての地方公共団体において策定されているところであり、その策定に具体的な支障があるとは考えていない。

学校施設環境改善交付金については、厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、個別施設計画の策定状況を踏まえて事業採択等を行っているが、上記の状況や引き続き効果的・効率的な施設整備に取り組む必要性に鑑みれば、個別施設計画の策定状況を考慮しない取扱いをすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業推進にあたっては、中長期的な方針を検討することは重要であり、1次回答の内容については理解している。当市は既に個別施設計画を策定済みであることから、現時点で要件化に伴う具体的な支障は生じていないものの、現在、公共施設等総合管理計画で行われているように、今後、個別施設計画も同様に、国庫補助等や起債を前提として計画の見直し等を求められた場合には、新たな事務負担が生じるものと想定している。個別施設計画については、既に多くの地方公共団体において策定済みの状況であることからすれば、本計画の策定を補助金や起債の要件とすることは実質的には意味を成していないのではないかと考える。本計画の策定自体が元々任意であることも踏まえれば、補助金や起債の要件からは外す、あるいは他の既存の計画で代用するなど、地方の自主性に委ねるべきであると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

【共通】

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

【総務省】

既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいる中、起債を行うた

めの要件を確認する必要があるとしても、当該計画の策定を要件化する必要性はないのではないか。

【文部科学省】

既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいること、また、当該計画はあくまで任意であることからすれば、当該計画の策定を補助要件とする必要性はないのではないか。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

280

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

市区町村窓口等を介さないマイナンバーカード更新手続の実現

提案団体

宮崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードの更新は、オンライン(マイナポータル等)またはコンビニのキオスク端末からの申請手続を可能とすること。また、オンラインにより、現に有するカードの写真と更新用写真との認証や、暗証番号確認等を可能とし、更新カードは本人限定受取郵便で送付する等、市区町村窓口等の対面手続に限定せずに更新手続ができるよう、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の住所地市町村の事務所への出頭を求める記載等を改定するとともに、オンライン等でも更新手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

マイナンバーカード更新のためには、申請者の本人確認のため、市区町村窓口など対面による手続が必要とされている。

【支障事例】

現状でもマイナンバーカード交付関連手続のために市区町村窓口が混雑している中で、今後、健康保険証や運転免許証等との一体化により、マイナンバーカードの普及・利活用が進めば、カード更新等の手続のために来庁した方で、更なる窓口の混雑が予想され、市区町村の窓口だけでは対応しきれない恐れがある。

【制度改正の必要性】

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領やカード交付に関する法令は、平成28年1月から始まったマイナンバーカードの初回交付を想定した内容になっていると思料され、カード普及後を見据えた改正が必要である。

【支障の解決策】

署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。

マイナンバーカードの更新についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。

【参考】

当市のマイナンバーカード更新対象者(見込み)

令和4年度 865人

令和5年度 1,466人

令和6年度 12,167人

令和7年度 50,066人

窓口における一人当たりの手続きに要する時間:15分(申請)+15分(交付)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーカードの更新が、コンビニやオンラインなど、市区町村窓口等を介さずに行えるようになることで、利用者的大幅な利便性向上に繋がる。
また行政側についても、窓口対応時間が縮減され、業務の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 13 条の 2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第 29 条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第 4-3-（1）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、郡山市、水戸市、小山市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、豊中市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県、延岡市

○マイナンバーカードの利活用が広がると、電子証明書の更新や暗証番号の初期化、再設定等が必要となる市民が多くなる。カードを取得した後の市民サービス向上の声も市民から上がっている現状があるため、非対面化といった手続きの必要な措置を求める。

○電子証明書を含めた更新は5年ごとに必要である。対面を前提とした現行では、交付件数が多い年度から起算して5年ごとに市の事務量が増え、年度間の業務量の平準化ができない。

市区町村窓口等を介さずに行えるようになることで、市民の利便性が向上され、行政側の負担も軽減できる。

○窓口において、他市にてマイナンバーを作成し、住民異動を行った者のマイナンバーカード関係の手続きなどを追加業務として行う必要があり、提案のとおり、業務量が増加する傾向にある。マイナンバーカードの性質上、個々人が所有していることもあり、住民異動の手続きなど、代表者のみの来庁では対応しきれず、後日の窓口混雑も招いている。

○本市におけるマイナンバーカードの交付件数は制度の初年及びマイナポイント実施年の2つのピークがある。そのため、令和8年には平成 28 年にカードの交付を受けた市民の有効期限切れに伴う再交付対応と令和3年にカードの交付を受けた成人の電子証明書更新・未成年の再交付対応が重複し、こうしたケースだけで年間 3.5 万人の来庁者が見込まれる。また、令和8年にはカードの交付率が現在の倍以上になり、これまで以上の券面更新・暗証番号再設定等の事務が生じることが想定される。庁舎窓口カウンターの構造や統合端末・住基ネット回線の手配を考えると臨時的な窓口増設等による処理能力増強には限界があるため、窓口事務・バックヤード事務に支障をきたすことが懸念される。

○本市においても、今後、年3万～5万人の更新が見込まれる。顔認証などの課題はあるものの、オンラインやキオスク端末などで手続きが可能となることで、窓口対応時間が短縮され、更新手続きの促進にもつながると考える。

各府省からの第1次回答

マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。

本人確認に当たっては、住民票に記載されている申請者の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）と申請者が提示する本人確認書類に記載された個人識別事項が一致すること、申請者が提示する本人確認書類が偽造されていないものでないこと、申請者の顔と新たなマイナンバーカード及び本人確認書類に表示された顔写真が同一人物のものかと判断できるか等の確認を行っているところである。有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際には、更新時点での申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類に表示された顔写真の確認を行う必要があるが、これをオンラインで行おうとする場合、対面と比較して同等以上に正確に確認することは困難であると考えている。

また、マイナンバーカードの交付に合わせて電子証明書の発行が行われることも想定される。電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準（米国立標準

技術研究所(NIST)の認証に関するガイドライン(NIST SP 800-63-3)等を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い電子証明書の発行を行う場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じるところ。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうことから、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性もある。上記の理由から、オンラインで本人確認を行って、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行・更新を行うことは、現在のところ想定していない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答内容は第74回全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会(令和3年10月)からほとんど進展がないが、総務省が対面での手続きを必須とするのならば、マイナンバーカード及び電子証明書の更新申請が大量に見込まれる令和7年に向けて、総務省として今後どのように取り組んでいくのかを示していただきたい。国が主導して、新型コロナウイルスワクチン接種会場のような、市区町村の枠を超えた「大規模マイナンバーカード交付(更新)会場」の設置等について検討いただきたい。併せて、それに要する人件費や窓口設置に係る会場借上料、機器の調達費等の財政支援を行っていただきたい。

また、令和6年度末にマイナンバーカードと運転免許証の一体化を開始することや、将来的な健康保険証の原則廃止等を加味した場合に、土日にマイナンバーカード交付(更新)事務を実施する必要が想定される。総務省として市区町村の窓口負担軽減や住民の利便性向上に繋がる具体的な方策を示していただきたい。

さらに、総務省がこれまで行ったマイナンバーカード関係手続にかかる施策について、市区町村へヒアリングやフォローアップを行っていただき、その効果や、市区町村の意見を確認いただきたい。例えば、郵便局において電子証明書の発行や更新ができるよう法改正が行われたが、アクセスポイントとして郵便局を位置づけるのであれば、市区町村ごとに対応させて財政措置するのではなく、国が主導して、全国2万局全ての郵便局で一律に対応できるように措置をすべきではないか。加えて、郵便局をアクセスポイントとした理由及び郵便局以外のアクセスポイントを今後どのように増やしていく計画なのかもお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

マイナンバーカードの新規発行時に厳格な本人確認を行っているにもかかわらず、更新時に改めて同等の本人確認を行うことが必要である理由をお示しいただきたい。

マイナンバーカード更新時の本人確認について、カード利用者や地方公共団体の負担軽減のため、最新の技術を活用又は応用するなどして、本人確認を対面だけでなくオンラインでも可能とすることを目指すべきではないか。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

287

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

国所管機関の市県民税特別徴収分の納付方法変更

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納付方法を共通納税システムを活用した納付方法へ変更する。

具体的な支障事例

国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法(ADAMS IIによる市町村の口座へ直接振込)で行われており、ADAMS IIの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別や税目などを確認し、最後に市町村側で印刷しておいた納入書を使って消込作業を行っている。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するか共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS IIによる納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業(退職・転勤・所得の更正等に伴うもの。なお、紙の納入書を利用される場合には、手書きで書き直しを民間の事業所や地方公共団体などの納入元が行っている。)が不要である。そもそも国として、市県民税の特別徴収分を共通納税システムを使って電子納付する事を推し進めているのであれば、国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものへ変更していただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

共通納税システムを活用した納入を行えば、税目や期別、給与所得分か退職所得分などがはっきりした情報で紐づけされ入金されるため、国所管機関独自の納入情報の通知のダウンロード作業や内容の確認及び市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業が不要となる。また、口座に入金されたものを市町村で作成した納入書を使って情報を付与しているが、その納入書を作成する必要がなくなるため、様式の購入費や印刷経費が削減できる。

当市での件数は、年間15機関程度×12か月分=180件程度であり、全て市の口座へ入金されたのち、市で発行した納入書で消込作業を行っており、恒常的に対応が発生している。共通納税システムを活用した納入を行えばこれらが全て不要となる。

根拠法令等

支障の原因ではないが、参考根拠法令 地方税法第321条の3、第321条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、いわき市、ひたちなか市、川越市、桶川市、千葉市、八王子市、相模原市、横須賀市、高岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、城陽市、高槻市、出雲市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、松山市、八幡浜市、東温市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

○当市での件数は、年間 80 機関程度×12 か月分=960 件程度あり。

○当市において、賛同する理由として「別途会計課を経由する間接的な納付」、「官庁会計システムを利用した税額の確認」の2点がある。

1点目の「別途会計課を経由する間接的な納付」に関しては、一度某官庁において、給与の支払と退職金の支払が異なるという理由で納付時期にずれが生じるという事態があった。当市では住民税担当と出納担当が異なる課で作業をしており、該当課同士での処理が滞る事態となった。このような納付方法を採用しているのは国の機関のみである。

2点目であるが、「官庁会計システム」を利用して事前の税額の確認をしなければならない。この時に問題が無ければそのまま納付を受け入れる形になるが、不明な金額を記入している機関を目にする。大体的場合正しい税額で入ってくるので問題はないが、実際に異動等があった場合と見分けがつかず、確認作業等で時間がかかっている。

○国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法(ADAMS IIによる市町村の口座へ直接振込)で行われており、ADAMS IIの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別、税目、納入額などを確認し、1件ごとに消込データを作成して消込作業を行っている(退職所得分については、納付書を作成して指定金融機関経由で消込データを作成)。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するか共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS IIによる納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、消込データの作成、納付書作成が不要である。月当たり 140 件程度の納付があり、納付額の確認・消込データの作成に多くの時間を要している。国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものにへ変更していただければ事務作業の軽減が図れる。

○現実に市町村の事務の遂行に支障があり、手法を変更することで改善されるのであれば、検討いただきたい。

○当市においても提案団体と同様に、印刷した納入書を使って消込作業を行っている。

ADAMS IIではなく、共通納税システムを通して納入を行うことで、消込作業の効率化及び紙の滞通の保管場所の削減など、行政事務に関して改善が見込まれる。

○当市においても対応に支障が生じている。件数は令和4年5月現在、月間で 500 件を超えており、金融機関からも受入に難色を示されるケースも発生している。

令和5年度に予定される地方税共通納税制度における賦課税目拡大の背景には、金融機関における受入業務の負担軽減も深く関係しており、放置することができない問題であると考えます。

○当市においても国機関が使用する ADMS II とその他事業所等が使用する共通納税システムの両方での収納作業を行っている。国機関等が共通納税システムを利用したの納入となれば、事務量の縮減につながる。

○共通納税システム(eLTAX)を活用した納入については、電子データを取込むことで消込作業が行えることから非常に有用である。

当市の国所管機関からの納付件数は概ね月 250 件×12 か月=年間 3000 件程度発生しており、都度納入書を作成し消込作業を行わなければならない、非効率な事務となっている。

国が推奨している共通納税システムを、国所管機関が活用することで、収納消込業務の効率化が期待できる。

○当市でも入金機関や内容確認に苦慮しています。入金した機関や税目等の情報が共通納税システムにより事前に通知されれば、対応にかかる作業が効率化できます。

○当市でも、国所管機関からの市県民税特別徴収分の納入は市の口座へ入金され、約 70 機関×12 か月で年間約 840 件の取扱いがある。官公庁会計システムで納入情報を確認してどの機関からの入金分が突合し、当市発行の納付書により消込処理を実施しているが、納入情報の突合作業にかなりの時間を要し、また退職や異動等により金額が変更されて入金されることも多々あり納付書の金額訂正作業も必要なことから、入金日のうちに消込みができず公金化が遅れてしまう事態も発生している。国所管機関からの納入に地方税共通納税システムを利用することにより、それらの消込業務が不要となり迅速な公金化が可能となることから、当市のみならず全国の市町村において消込業務の効率化が可能となる。

また、当市指定金融機関より、公金収納に係る手数料等の費用負担について具体的な要望を受けているが、国所管機関からの特別徴収分の消込についても納付書により消し込むため費用負担の対象となり、地方税共通納税システムの利用率よりも高額となる見込みであることから、地方税共通納税システムを利用した納入方法に変更することにより費用負担の削減も可能となる。

令和4年3月29日付総務省通知(総行第85号・総税企第35号)「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」においても、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化と併せて、現時点における公金収納等事務についての適正な費用負担となるような見直しを行うよう助言されており、地方税共通納税システム利用による業務効率化は、国の方針に沿った取り組みである。

○当市においても同様の方法で消込作業を行っている。従前の方法の場合、納入書を金融機関の窓口を持ち込んだ日が領収日(納入日)となるため、市町村側の確認作業が遅れると「実際に口座に入金された日」と領収日が大きくなることになる。領収日が納期限を過ぎると、延滞金が発生する可能性が生じる。共通納税システムであれば納入書を使って消し込むという手続きが省略でき、システムでの納入日が領収日となるため、市町村側の作業の遅れによる延滞金発生の可能性はなくなる。

○当市でも同様の事例が約 600 機関×12 か月分発生しており、各機関への消込処理に膨大な事務処理時間を要している。

○当市も同様に、国所管機関独自の方法(ADAMS II)により、国所管機関からの振込が別段口座ある。口座に入金されたものを当市で作成した納付書により消し込み作業を行っていることから、納入情報の確認から納付書作成までに時間を費やしている。また、賦課当初に1年間の納付書を送付しているにもかかわらず、その納付書は使用されず、当市で改めて納付書を作成することになり無駄が発生している。件数は、年間約 2,400 件(約 200 件/月×12 ヶ月)。

○ADAMS II から送信される入金情報を確認及び必要に応じて修正後、官公庁より入金された内容との突合せを毎月 300 件以上行っている。その作業に時間がかかるため、消込されるまでにも時間がかかってしまい、大変な労力がかかっている。

○当市の場合、同一機関が複数回に分けてADAMS II の手続きを行うことがあり一月あたり約 200 件の処理を行っている。

ADAMS II の場合、異動届の提出漏れにより賦課額と納付金額に差が生じることが多々あるが、共通納税システムであれば異動届の提出も可能である。

また、指定番号の記載誤り等も多く、事業所の特定に時間を要している。

加えて、地方検察庁においては、正職員はADAMS II の帳票、非常勤職員は別システムでの帳票となっており、帳票が同日に届かないことも多く、消込作業に数日要することもある。

○現在、国所管機関からの市県民税特別徴収分について、ADAMS II からダウンロードしたデータと口座に入金された明細データを突合し、納入書を作成しております。提案団体のご意見とおり、国所管機関についても共通納税を利用してもらえれば、突合作業や納入書出力作業の人件費、納入書様式作成経費など削減が出来ます。

○当市においても同様の支障が生じているため、国所管機関が共通納税システムを活用する際、例えば管理番号の入力漏れがあった場合、市町村側で補記する必要が生じるなど、かえって事務負担が増加することとなるため、正確な操作をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答

提案いただいた内容に関しては、地方自治体職員の業務効率化に資することから、共通納税システムを活用した納付方法の変更に向けて、今後、関係機関(デジタル庁、総務省、財務省等)において提案内容にかかる課題整理や具体的な実現方策について検討を進めてまいります。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

既存のシステムを活用することで、地方自治体の事務がより効率的となる事や国全体で見た行政コストの削減や行政手続きの効率化が実現できるため、積極的な検討をお願いしたい。また、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について(令和4年4月1日総税企第 23 号総務大臣通知)」に、「各地方団体においては、職員に係る源泉所得税及び個人住民税(給与所得及び退職所得に係る特別徴収分)の納付について、e-Tax及びeLTAXを利用することにより会計担当課等や指定金融機関における事務の効率化に繋がることから、積極的な利用に取り組んでいただきたいこと」とある様に、共通納税システムの利用を地方自治体へ促している状況であるため、まず率先して国から利用していただきたい。

共通納税システムの利用拡大は国全体の課題と捉えられており、今回の提案についてもこの解決に資するものとする。これらのことを踏まえ積極的な検討をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

国が推奨している共通納税システムを国所管機関が活用することで、収納消込事務の効率化が期待できる。そのため、共通納税システムを活用した納付方法への変更の早期実現を求める。

また、今後の検討状況や進捗に関しては、随時情報提供を行っていただきたい。

【名古屋市】

「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」では、「総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す」とされている。

当該提案の検討にあたっては、これらの観点を踏まえ、地方自治体職員の業務効率化だけでなく、指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化の観点からも実現が望まれるものであることに留意いただいたうえで進めていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

289

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制緩和

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制を緩和し、テレワーク及び無線接続においても利用を可能とすること。

具体的な支障事例

【現在の制度】

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」により、マイナンバー利用事務系のシステムに接続が許される環境は、各自治体庁内及び有線接続に限定され、テレワークにおける接続や無線接続は禁止となっている。

【支障事例】

税務職員が行う事務は税務情報を取り扱うものが大半であることから、マイナンバー利用事務系のシステムにアクセスするために、庁舎への出勤をせざるを得ず、全くテレワークを行うことができない。また、無線接続が禁止のため現地調査時にオンラインでの確認ができない。

例えば、現地調査中に土地の評価内容などを確認したい場合や、調査にて判明した事実、調査中に受け付けた納税者の申告について、システムに記録したい場合があったとしても、マイナンバー利用事務系内の税務情報システムに接続し、閲覧・記録することができないことから、帰庁後に調査結果をまとめて評価内容の確認や調査結果の記録、申告の反映をすることになり、事務効率及び納税者サービスがかなり劣る。

さらに、固定資産税(土地)評価事務では、1回の現地調査で多くの土地の利用状況などを確認するが、必要な情報は全て紙に打ち出して持ち出しており、ペーパーレスが実現できていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

税務システムの庁舎外での活用が可能になることにより、出張先における納税者からの問合せや追加で生じた調査事項に対し、庁舎に持ち帰っての確認や、再度の訪問をすることなく、きめ細かい対応が可能になり、納税者サービスの向上に資する。

また、現在は、出張で用いる調査票を紙で出力し、現地で記入した上で、帰庁後に税務システムに調査結果を入力する作業が生じているが、直接入力できることで二度手間が生じず、事務の効率化に資する。

根拠法令等

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、川越市、富士見市、豊田市、長岡京市、兵庫県、佐世保市、宮崎県

○当市においてもテレワークを阻害する要因の1つに、マイナンバー利用事務系の業務担当課において、システムへの接続ができないことがある。マイナンバー利用事務系、特に税務システムにおいては住民対応せずに行う業務が多いため、効果が期待できる。

○将来的に事務のペーパーレス化や事務室のフリーアドレス化等による業務改善を検討しており、実現のためには全ネットワークの無線化が必要である。マイナンバー利用事務系の無線接続ができない場合、その関連部署では無線化できず、事務改善を実現できない。

○番号利用事務系ネットワークについて、閉域 LTE 網や WPA(Enterprise)等、高いセキュリティを確保した上で、各団体の判断により無線接続を行うことは問題ないとする。(想定しうる支障事例)臨時の執務室での書類審査等の対応を行う場合、有線 LAN の敷設等が必須となる。

各府省からの第1次回答

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」は各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説したものである。したがって、本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。

各地方公共団体が定める情報セキュリティポリシーに基づき、適切なセキュリティ対策を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の位置づけについては理解できるものの、本ガイドライン内で明確に不可と規定されていることにより、各自治体では無線LANの活用余地がないものと考えざるを得ず、各自治体の独自のセキュリティ対策が阻害されている。

本件について、各自治体の運用次第で活用余地があるのであれば、その旨を本ガイドライン内に明記いただくなど、各自治体が本ガイドラインの主旨を踏まえ、それぞれの状況に応じて適切にセキュリティ対策を検討・実施できるよう、ガイドラインの記載について、引き続き改善に向けたご検討をお願いしたい。

また、活用にあたっての技術的な要件など、セキュリティ対策における留意点があれば、ぜひご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 再検討要請

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

一の公の施設に同時に二以上の指定管理者の指定が可能であることの明確化

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

指定管理者制度の運用について、各施設の状況等に応じ、一の公の施設に、同時に二以上の指定管理者を指定することが可能であることを明確化してほしい。

具体的な支障事例

【現在の制度】

指定管理者の指定については、「指定管理者制度のすべて 制度詳解と実務の手引【改訂版】」(第一法規、2009)123 頁によると、指定管理者制度は、『一の公の施設について、同時に二以上の指定管理者を指定することは原則として適当ではない。しかしながら、一の公の施設が複数の機能を併せ持つような場合に、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分することができるのであれば、同時に二以上の指定管理者を指定することも法律上排除されていない。』とされている。

しかしながら、このことに関する取扱い等が通知等で明確に示されていないため、「一つの公の施設が複数の機能を併せ持つ場合」でなければ、一の公の施設で同時に二以上の指定管理者を指定することが出来ないという解釈が生じてしまう。

【支障事例】

平成 29 年の都市公園法改正で公募設置管理制度(以下、「P-PFI」という。)が創設され、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、その収益を活用した周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備改修等を一体的に行う者を公募により選定できることとなった。

この特定公園施設の管理については、国土交通省のガイドライン(都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン)によると、公募対象公園施設を設置・運営する P-PFI 事業者を指定管理者とすることが可能で、一体的に管理することが公園の魅力増進や利用者の利便の向上につながるとされている。

しかし、既に別の指定管理者が管理している公園の一部に新たに P-PFI を導入する場合、複数の機能を併せ持たないため、1施設1指定管理者の原則から、P-PFI 事業者を個別に指定管理者に指定することが困難となり、特定公園施設と公募対象公園施設の一体的管理による効果が発揮できない状況が生じてしまう。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各自治体や各施設の状況に応じて、複数の機能を併せ持たない場合でも1施設に複数の指定管理者を指定することが可能であることが明確になれば、P-PFI のような民間活力活用による公園の魅力増進や利用者の利便向上を一層推進することが可能となる。

また、管理運営状況評価を各指定管理者ごとに行うことにより、それぞれ特色のある施設の適切な PDCA を実施することが可能になるなど、P-PFI 事業の魅力的な都市公園の創出や利用者サービスの向上という事業効果を十分に発揮することができると見込まれる。

根拠法令等

地方自治法、都市公園法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、長野県、京都市、兵庫県、高松市、熊本市

○当県の県立都市公園におけるP-PFI制度の導入事例はないが、今後、民間活力の積極的な導入を図ることとしており、より柔軟な公園管理のあり方として、提案内容については、概ね賛同。
○当課においては、所管しているのが地域の拠点施設という性格上、地域運営組織以外に指定管理をさせることは考えていないところであるが、制度として複数の指定管理者を指定することについては、市の所有施設全体を考えた場合に利便性の向上につながることも期待される。

各府省からの第1次回答

平成15年9月2日国都公緑第76号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」(以下「本通知」という。)の第1項において、都市公園の全体又は区域の一部の管理を指定管理者に行わせることができると定めている。
また、本通知の第4項に基づき、例えば、PFI事業者が事実行為として整備した公園の一部を、指定管理者制度により当該PFI事業者に管理させることができる。
本通知においては、既に指定管理者による管理が行われている公園(又はその一部の区域)について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、Park-PFI事業を行う場合も同様である。よって、既に指定管理者制度により管理されている公園の一部を、Park-PFI事業者が事実行為として整備している場合について、当該Park-PFI事業者が指定管理者制度により当該区域を管理することも可能である。
一方で、一の公の施設について同時に二以上の指定管理者を指定することについては、原則として適当ではないものの、各地方公共団体において、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分できるのであれば、地方自治法上排除されていないところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

総務省及び国土交通省から平成15年9月2日国都公緑第76号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」の解釈として、「既に指定管理者による管理が行われている公園(又はその一部の区域)について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、Park-PFI事業を行う場合も同様である。」との回答が得られたことから、この解釈を十分に参考とし、指定管理者制度を運用していく。なお、上記の旨を通知等により改めて地方公共団体へ周知願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。